

# 神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和3年7月30日(金曜日)

号外第47号

毎週火曜日及び金曜日発行

購読料  
一箇月 二、九三〇円 一箇年 三三、一六〇円  
(消費税・地方消費税・送料込み)  
本号一部三七四円(消費税及び地方消費税込み)

発行  
横浜市中央区日本大通一  
神奈川県政策部政策法務課  
電話横浜(〇四五)二一〇一一一

印刷  
横浜市鶴見区矢向三一五一一七  
野崎印刷紙器株式会社  
電話横浜(〇四五)五七一三五〇八

目次	ページ
○規則	
神奈川県県税条例施行規則の一部を改正する規則(総務・税制企画課)	1
過疎地域における県税の課税の特例に関する条例施行	

規則の一部を改正する規則(総務・税制企画課)	2
○訓令	
神奈川県県税事務所長等事務引継規程の一部を改正する規程(総務・税制企画課)	2

## 規 則

神奈川県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月30日

神奈川県知事 黒岩 祐治

神奈川県規則第64号

### 神奈川県県税条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県県税条例施行規則(昭和45年神奈川県規則第43号)の一部を次のように改正する。

第39号様式(裏)中「記名押印して」を「記入して」に改め、「法人のときは、」の次に「法人の名称及び」を加え、「記入の上、代表者印を押印して」を「記入して」に改め、「。また、受取人が法人以外の者であるときは、署名をもって押印に代えることができます」を削り、「差し出し」を「提出し」に改め、「㊟」を削る。

「領収印  
第40号様式(表)中 を削り、同様式(裏)中



「本請求書の表面に記名押印(法人にあつては、代表者氏名及び代表者印を記名押印。法人以外の者にあつては、署名をもって押印に代えることができます。)の上、支払期限までに、あなた(貴社)の預金口座のある金融機関の店舗(いずれの本支店でも構いません)に預金通帳とともに提出されると、預金口座に入金記帳されます。ただし、ゆうちょ銀行では、この取扱いをしませんので、御注意ください。」

「支払期限までに、あなた(貴社)の預金口座がある金融機関の本店又は支店に預金通帳(預金通帳を発行しない口座については、金融機関にお問い合わせください。)とともに本請求書を提出すると、預金口座に入金記帳されます。ただし、法人にあつては、本請求書の表面に代表者氏名を追記した上で、提出してください。」

なお、ゆうちょ銀行では、この取扱いをしませんので、御注意ください。」

「(1) 支払金額が10万円以下の場合、本請求書の表面に記名押印(法人にあつては、代表者氏名及び代表者印を記名押印。法人以外の者にあつては、署名をもって押印に代えることができます。)の上、支払期限までに、横浜銀行の本支店に請求されれば、現金で受け取ることができます。

この場合には、本人であることを証明できるもの

(法人にあつては納税の領収証書又は代表者印の印鑑証明書。法人以外の者にあつては運転免許証、健康保険証、納税の領収証書等)を示してください。」

また、代理人が受領する場合には、本人が右の「委任状欄」に記名押印し、代理人が「代理人領収欄」に記名押印(法人にあつては、代表者氏名及び代表者印を記名押印。法人以外の者にあつては、署名をもって押印に代えることができます。)の上、代理人自身であることを証明できるものを示してください。

(2) 支払金額が10万円を超える場合は、上記1の方法でお受け取りください。」

「支払金額が10万円以下の場合、次に掲げる受取人の区分に応じ、現金で受け取ることができます。支払金額が10万円を超える場合は、上記1の方法でお受け取りください。」

(1) 法人  
本請求書の表面に代表者氏名を追記した上で、支払期限までに、横浜銀行の本店又は支店に本請求書を提出してください。その際、①登記事項証明書及び代表者本人であることが確認できるもの(代表者の運転免許証、健康保険証等)又は②国税若しくは地方税の領収証書を提示してください。

(2) 法人以外の者  
支払期限までに、横浜銀行の本店又は支店に本請求書を提出してください。その際、本人であることが確認できるもの(運転免許証、健康保険証等)を提示してください。

(3) 代理人  
委任者が「委任状欄」に、代理人が「代理人領収欄」に、それぞれ必要事項(法人にあつては、法人の名称及び代表者氏名)を記入した上で、支払期限までに、横浜銀行の本店又は支店に本請求書を提出してください。その際、代理人本人であることが確認できるものを提示してください。」

「支払金額又は受取人の住所若しくは」を「本請求書の表面に印字されている支払金額、住所又は」に、

「(2) 領収印(代理人が受領する場合は、本人の委任印及び代理人の領収印)がないもの(還付金を受領する者が法人以外の者である場合は、署名をもって領収印に代えることができます。)

(3) 支払期限を経過したもの」

「(2) 支払期限を経過したもの」に、「問い合わせ先」を「問合せ先」に改め、

「委任印 及び 領収印  
㊟ ㊟」

第41号様式中「問い合わせ先」を「問合せ先」に改め、「当該証書に記名押印(法人にあつては、代表者氏名及び代表者印を記

この公報は再生紙を使用しています

名押印)の上」を削り、「差し出し」を「提出し」に改める。

**附 則**

- 1 この規則は、令和3年8月25日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

過疎地域における県税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第65号

**過疎地域における県税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

過疎地域における県税の課税の特例に関する条例施行規則（平成30年神奈川県規則第27号）の一部を次のように改正する。

第2項第1号中「特別償却設備が」の次に「所得税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第11号）第7条の規定による改正前の」を加える。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

---

**訓 令**

---

神奈川県訓令第9号

各 県 税 事 務 所

神奈川県自動車税管理事務所

神奈川県県税事務所長等事務引継規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年7月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

**神奈川県県税事務所長等事務引継規程の一部を改正する規程**

神奈川県県税事務所長等事務引継規程（昭和29年神奈川県訓令第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「記入し、両者がこれに連署して印をおさなければ」を「記入しなければ」に改める。

第1号様式中「第1号様式」の次に「(第2条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)」を加え、「㊟」を削り、同様式の附属書様式中「注 基本帳簿は、必ず連署して引継ぎをすること。」を削る。

第2号様式中「第2号様式」の次に「(第4条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)」を加え、「㊟」を削る。

**附 則**

この訓令は、公表の日から施行する。